第七条第一号	又は交流派遣職員が	、交流派遣職員又はラグビー派遣職員が	
	又は交流派遣職員の派遣先企業の業務	、交流派遣職員の派遣先企業の業務又はラグビー派遣職員の組織委員会の特定業務	
第九条第二項	）又は	）、	
	同じ。）を	同じ。）又はラグビー特別措置法第四条第七項に規定する派遣職員（次条第一号ロにおいて「一般職ラグビー派遣職員」という。）の組織委員会の特定業務（ラグビー特別措置法第三条第一項に規定する特定業務をいい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号ロにおいて同じ。）を	
第十条第一号ロ	又は法科大学院派遣職員が	、法科大学院派遣職員又は一般職ラグビー派遣職員が	
	業務又は	業務、	
	教授等の業務	教授等の業務又は一般職ラグビー派遣職員の組織委員会の特定業務	

附　則

この省令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行の日（平成二十七年六月二十五日）から施行する。

規　則

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）に基づき、職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年六月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―六四

職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣

（趣旨）

第一条　この規則は、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法に規定する職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項又は第十七条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

（派遣除外職員）

第三条　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　条件付採用期間中の職員

二　勤務延長職員

三　休職者

四　停職者

五　派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員

六　官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員

七　法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員

八　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員

九　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員

十　規則八―一二（職員の任免）第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他任期を限られた職員

（任命権者）

第四条　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

（派遣の要請）

第五条　組織委員会は、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

一　派遣に係る職員に必要な専門的な知識経験等

二　派遣に係る職員の組織委員会における地位及び業務内容

三　派遣の期間

四　派遣に係る職員の組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。以下同じ。）その他の勤務条件

五　前各号に掲げるもののほか、組織委員会が必要と認める条件

（派遣に係る取決め）

第六条　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の組織委員会における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二　派遣予定職員の組織委員会における福利厚生に関する事項

三　派遣予定職員の組織委員会における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

四　派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項

五　派遣予定職員に係る取決めに疑義が生じた場合及び当該取決めに定めのない事項が生じた場合の取扱いに関する事項

（派遣職員の保有する官職）

第七条　派遣職員は、派遣された時に占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職についてはこの限りではない。

2　前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。